

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

大津市企業局お客様センター業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年9月4日

大津市公営企業管理者 南堀 弘

1 業務の概要

(1) 業務名

大津市企業局お客様センター業務

(2) 業務の目的

本業務は、水道、ガス等の開閉栓から検針、料金収納、滞納整理に至るまでの一連の業務及びガス自由化に伴う業務、水道・下水道・ガス審査等窓口業務などを一元化するとともに、その運営を民間に包括委託することで、親切丁寧、迅速で的確なお客様への対応と民間のノウハウを活用したきめ細かなサービスを提供し、経営の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ア 窓口受付・収納業務及び関連業務
- イ 電話対応業務
- ウ ガス家庭用選択約款に係る申込関連業務
- エ 水道等開閉栓・現地精算等業務及び開閉栓関連業務
- オ 検針業務及び検針関連業務
- カ 滞納整理業務、債権管理業務、水道給水停止及びガス供給停止業務
- キ 水道・ガスメーター管理等業務
- ク ガス託送契約に関する業務
- ケ 最終保障供給関連業務
- コ 水道・下水道・ガス審査等窓口業務

(4) 業務期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、単独法人等又は複数の企業等で構成されるグループ（以下「グループ」という。）とし、単独法人等の場合は次の(1)、グループの場合は次の(2)の要件に該当する者とする。なお、どちらの場合でも次の(3)に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

(1) 単独法人等での参加要件

ア 令和３年度から令和７年度までの間に、水道・下水道・ガスに係る官公庁が業務委託する同種の業務（窓口収納・開閉栓等の受付業務、検針業務、滞納整理業務）において１件以上の元請実績があること。（単年度を１件とみなす。）

なお、元請実績は受託区域内の供給戸数が１０万戸以上の区域におけるもの、又は受託区域が複数以上ある場合は、その年間合計戸数が１５万戸以上のものであること。

イ 令和３年度から令和７年度までの間に、水道・下水道・ガスに係る官公庁が業務委託する審査等窓口業務において１件以上の元請実績があること。（単年度を１件とみなす。）

(2) グループの場合の資格要件

ア グループの構成員数は３社以下であること。

イ グループの代表企業をプロポーザルに参加する代表者とする。

ウ 代表企業が参加の申請から契約締結まで必要な手続きを行うこと。

エ 代表企業は(1)アに示す要件を満たし、グループ全体として(1)の要件を全て満たすこと。

オ 業務完了時まで代表企業の変更がないこと。

カ 構成員が、単独又は他のグループの構成員として本業務に参加していないこと。

キ 参加申込書の提出時より前にグループを成立させ、本業務の実施に関して適切な役割を担うと共に、すべての構成員が一体となって業務を遂行する体制であること。

(3) 共通の資格要件（グループ参加の場合は、構成企業を含む。）

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。

イ 「大津市物品供給等指名停止基準」又は「大津市企業局物品供給等指名業者及び指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 次に掲げる税（法令等の規定に基づく徴収又は納税の猶予を受けているものを除く。）を滞納していない者であること。

(ア) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））

(イ) 消費税

(ウ) 地方消費税

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

カ 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係が

ない者であること。ただし、(イ) a にあつては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(7) 資本関係

- a 親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- c a 又は b と同視しうる関係にあると認められる場合

(イ) 人的関係

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (b) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (c) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (d) 組合の理事
 - (e) その他業務を執行する者であつて、(a) から (d) までに掲げる者に準ずるもの
- b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- d a から c までと同視しうる関係にあると認められる場合

キ 次の(7)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。

- (7) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (ロ) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (ニ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (ホ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(ニ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ク プライバシーマーク使用許諾事業者であること、又は情報セキュリティポリシーを制定していること。

3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を大津市企業局お客様センター業務公募型プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

なお、詳細については、「大津市企業局お客様センター業務 公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）を参照のこと。

4 応募手続等

(1) 担当部局（問合わせ先）

大津市企業局企業経営部料金収納課 担当：永山、秋富

TEL 077-528-2014

E-mail otsu2802@city.otsu.lg.jp

(2) 書類提出先

〒520-0037 大津市御陵町3番1号

大津市役所内郵便局留 大津市企業局企業経営部料金収納課

E-mail otsu2802@city.otsu.lg.jp

(3) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年9月4日（金）から同年10月2日（金）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。（最終日である令和8年10月2日（金）については、正午までとする。）

イ 交付場所

4(1)に同じ。(大津市企業局ホームページにおいてダウンロード可)

ウ 交付する書類

実施要領、業務委託仕様書、企画提案書等作成要領、審査要領、各様式集等

(4) 業務内容説明会

ア 実施日

令和8年9月14日(月)

イ 会場

大津市役所新館5階 251会議室

説明会への出席者は、2名までとする。

説明会に理由もなく欠席した者は、失格とする。

ウ 参加申請

令和8年9月10日(木)午後5時00分までに電子メールにて申請すること。なお、時間等詳細については、別途通知する。

メール件名に「大津市企業局お客様センター業務プロポーザル業務内容説明会参加希望. 送信年月日(西暦8桁). 商号又は名称」と入力して送信すること。なお、送信後、(1)に記載の担当宛にメール送信した旨を電話連絡すること。

(5) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問することができる者は、業務内容説明会に参加した者のみとする。

質問書【様式1】により電子メールで行うこと。

メール件名に「大津市企業局お客様センター業務プロポーザル質問. 送信年月日(西暦8桁). 商号又は名称」と入力し、質問書を添付して送信すること。なお、送信後、第1号に記載の担当宛に質問をメール送信した旨を電話連絡すること。

イ 質問期限

令和8年9月16日(水)午後5時00分までに必着

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

大津市企業局ホームページ上において回答する。

(ホーム<企業局<入札・契約情報<プロポーザル<質問に対する回答)

エ 回答予定日

令和8年9月29日(火)

(6) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。なお、(㌾)及び(㍑)に掲げる書類は、1法人につき1部を提出すること。ただし、(㌾)及び(㌿)に掲げる書類については、写しも可とする。

(㌿) 参加申込書【様式2】

- (イ) 受託業務実績調書【様式3】
- (ウ) 誓約書【様式4】
- (エ) 法人等の概要【様式5】
- (オ) グループ協定書【様式6】
- (カ) プライバシーマーク使用許諾事業者であること、又は情報セキュリティポリシーを制定していることがわかる書類（ISO27001）
- (キ) プロポーザル参加資格審査結果通知用長形3号封筒（配達証明付き書留郵便代940円切手貼付）
- (ク) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類
 - a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所などが大津市に存在する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（滞納がないことを確認できるもの）

ただし、法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあつては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていること。
 - b 法人の場合にあつては直近3か月以内の履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書
 - c 委任状（本社から支店、営業所等へ契約等の一切の権限を委任する場合）

※なお、各証明書については、発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。

イ 提出場所

(2)に同じ。

ウ 提出期限

令和8年10月2日（金）午後5時00分までに必着

エ 提出方法

郵送に限る。なお、配達されたことが証明できる方法によることとし、ウの提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

オ 審査の結果通知

参加希望事業者あてにプロポーザル参加資格審査結果通知書を通知
通知日は、令和8年10月23日（金）の予定

(7) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

4(6)オを経て参加資格要件を有すると認められたプロポーザル参加者は、実施要領、業務委託仕様書及び企画提案書等作成要領の定めるところに従い、次に掲げる書類について提出すること。

- (ア) 企画提案書 10部
- (イ) 企画提案書（概要版） 10部
- (ウ) 価格見積書【様式7】 1部

イ 提出場所

(2)に同じ。

ウ 提出期限

令和8年11月9日（月） 午後5時00分までに必着

エ 提出方法

郵送に限る。なお、配達されたことが証明できる方法によることとし、ウの提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(8) 企画提案に係るプレゼンテーション審査

ア 実施日

令和8年11月17日（火）の予定

イ 実施場所

詳細は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

ウ 提案時間

30分程度

プレゼンテーションは原則、センター責任者に就く者が主として行うこと。

エ 質疑応答

30分程度

オ 参加人数

5名以内

カ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

(9) 審査の結果通知

プレゼンテーション審査を行った全ての者に対し、文書により通知する。

通知日は、令和8年11月20日（金）の予定

(10) その他

ア 失格となる企画提案書等

企画提案書等が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出方法又は提出場所に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(ウ) 全ての提出書類は、返却しない。

(エ) 提出された書類は、提出した者に無断で当該プロポーザルに係る審査以外には使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

(オ) 企画提案書等に記載された内容は、特に明記がない場合、契約後に追加費用を伴

わず実施する意向があるものとする。

- (カ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、業務委託仕様書及び業務細目、
企画提案書等作成要領等による。